

埼玉県住所地外高齢者インフルエンザ定期予防接種 相互乗り入れ実施要綱

1 目的

埼玉県住所地外高齢者インフルエンザ定期予防接種相互乗り入れ（以下、「相互乗り入れ」という。）は、住所地（住民登録地）以外の埼玉県内市町村（以下、「住所地外区域」という。）において次の埼玉県内居住者の接種を可能とし、利便性を図ることを目的とする。

（1）65歳以上の者

（2）60歳以上65歳未満であって、厚生労働省令で定める者

＜厚生労働省令で定める者（昭和23年8月10日厚生省令第36号予防接種法施行規則第2条の3）＞

心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。

2 接種対象者

相互乗り入れ対象者は、上記1に該当し、次の要件をいずれか満たす者とする。

（1）かかりつけ医が住所地外区域にいる者

（2）慢性疾患等があり、主治医が住所地外区域にいる者

3 ワクチンの種類

インフルエンザワクチン（B類定期接種）

4 委託料（接種料）について

（1）相互乗り入れに協力する埼玉県医師会の会員が所属する医療機関等（以下、「協力医療機関」という。）は、被接種者の住所地（住民登録地）の委託料にて接種を行う。

（2）委託料は、ワクチン代を含めた額とし、別紙「埼玉県住所地外高齢者インフルエンザ定期予防接種相互乗り入れ料金表（以下、「料金表」という。）」のとおりとする。

（3）市町村は、毎年度、料金表を作成し、契約書に添えて一般社団法人埼玉県医師会長（以下、「埼玉県医師会長」という。）へ提出する。

5 実施期間

この要綱による相互乗り入れは、当該年度の10月1日から翌年1月31日までの間に実施するものとする。

6 契約について

（1）相互乗り入れ業務委託契約は、市町村長と協力医療機関の長の委任を受けた

埼玉県医師会長との間に締結するものであり、健康被害が生じた場合の協定も含まれる。

- (2) 相互乗り入れに協力する会員医療機関等（以下、「協力医療機関」という。）の長は、埼玉県医師会員とする。
- (3) 協力医療機関の長は、埼玉県医師会長に「委任状」（様式1-1）を提出する。また、委任状の内容に変更があった場合は「委任状変更届」（様式1-2）を、委任状を取り下げする場合は「委任状取り下げ申出書」（様式1-3）を速やかに埼玉県医師会長に提出する。
なお、「委任状取り下げ申出書」の提出がない限り、毎年自動更新されることとする。
- (4) 接種医は、協力医療機関に所属する医師とする。
- (5) 埼玉県医師会は、協力医療機関名簿を作成し、市町村並びに県民が閲覧できるよう、埼玉県医師会ホームページ上に掲載する。

7 委託料（接種料）の請求方法

- (1) 協力医療機関は、予防接種を実施した月ごとにとりまとめ、実施月の翌月の15日までに、市町村ごとの委託料請求書（様式2等）を発行する。
- (2) 協力医療機関は本契約に同意した市町村の委託料を、料金表及び埼玉県医師会ホームページ上にて確認し、請求書を作成し、予診票を添えて被接種者の住所地（住民登録地）市町村長に提出する。

8 実施方法

- (1) 予診票は、被接種者の住所登録地のものを使用する。
- (2) 協力医療機関及び接種医は、接種の際、必ず健康保険証等で被接種者の住所地（住民登録地）の確認を行う。
- (3) 予防接種済の証明は、協力医療機関において予防接種済証（様式3）を被接種者に交付するものとする。

9 事務処理

事務は、埼玉県医師会事務局が行う。

10 その他

市町村はこの契約の円滑な実施のため、予防接種健康被害調査委員会を設置する。

附則

この要綱は、平成26年10月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年10月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和 元年 10月 20日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2年 10月 1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3年 10月 20日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5年 7月 20日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6年 10月 1日から施行する。